

●香川県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年1月23日から同年2月13日まで一般の縦覧に供する。

平成21年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 円座香南線（44号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市中間町字東井坪470番4地 先から 高松市西山崎町字川向上308番6 地先まで	前	42.0~77.0	1,860	平成13年香川県告示第39号で変更した区域の一部の供用開始及び設計変更に伴う一部区域の見直し (山崎御厩線重用 L=960m)
	後	42.0~77.0	1,860	

- 4 供用開始の期日 平成21年1月28日